

# 令和3年度プレミアム和歌山情報発信力強化業務に係るプロポーザル実施要領

## 1 趣旨

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）認定商品のPR及び販売促進を目的に、プレミアム和歌山公式Instagram（以下、Instagramという。）による情報発信力の強化を図る。

ついては、本業務の委託について、プロポーザルにより委託事業者選定を行うため、企画提案募集を行う。

## 2 事業内容

### (1) 委託業務名

令和3年度プレミアム和歌山情報発信力強化業務

### (2) 業務内容

- ① 投稿カレンダーの作成
- ② 投稿写真の撮影
- ③ 投稿の広告
- ④ インサイトの分析

詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

### (3) 予算上限額

金 1,600,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### (4) 契約締結期間等

- ① 契約締結期間：契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
- ② 撮影写真の投稿期間：令和3年6月1日（火）から令和4年3月31日（木）まで

### (5) 委託契約書

選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

## 3 企画提案書について

企画提案書は、「2 事業内容」に留意のうえ、次により作成すること。

### (1) 投稿カレンダー：プレミアム和歌山認定商品の中から110商品以上を選定し、それらの投稿予定日を記載したカレンダー【別添仕様書4(1)関係】

※ プレミアム和歌山認定商品は、プレミアム和歌山HPに全商品を掲載している。

<https://premier-wakayama.jp/cms/wp-content/uploads/R3katarogu.pdf>

### (2) 投稿写真の撮影：梅干し、ジュース、たわしの写真【別添仕様書4(2)関係】

※ それぞれの商品について、商品写真及び利用シーン（盛り付けや使用シーン等）の2カットを提出すること。

なお、本提案で使用する素材はプレミアム和歌山認定商品でなくてもよい。

### (3) 投稿の広告：Instagramでの広告案【別添仕様書4(3)関係】

※ 投稿へのリーチ数等の増加を図るため、有効的な広告案を提案すること。

ただし、令和4年4月1日（金）以降に広告が継続される方法は認めない。（例えば、クリック課金による広告で、令和4年3月31日（木）時点で申込金額に残額が発生する場合等。）

### (4) 全体：運営体制及び撮影スケジュール

※ 本業務をどのような体制で運営するか説明すること。（カメラマンやフードコーディネーター等の手配を含む。）

※ 撮影回数及び撮影時期を説明すること。

#### 4 委託事業者選定方法

- (1) 業務内容に合致する事業者を選定するためプロポーザルを実施する。
- (2) プロポーザルにより、業務執行能力を最も有すると判断された事業者を委託事業者として選定する。

#### 5 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (4) 国税、県税（県内事業者のみ）について未納のない者。

#### 6 参加対象資格に係る提出書類

- (1) プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。
  - ① 提案者の概要書（様式 1）
  - ② 誓約書（様式 2）
  - ③ 役員等に関する調書（様式 3）
  - ④ 法人にあっては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近 1 年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近 1 年分）
  - ⑤ 法人にあっては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては、住民票
  - ⑥ 印鑑証明
  - ⑦ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明  
※ 発行後 3 ヶ月を経過していないもの。
  - ⑧ 都道府県税について未納がない旨の証明書（県内事業者のみ）
- (2) 提出書類の留意事項
  - ① 正本 1 部を提出すること。〈持参・郵送〉
  - ② 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
  - ③ 必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
  - ④ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が企画・広告・イベント、登録業務種目がメディア、広告・広報、デザイン・写真）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより  
（1）の③～⑧の提出書類を当該書類に代えることができる。
- (3) 提出期限  
令和 3 年 4 月 26 日（月）17:00 まで

#### 7 プロポーザル参加表明及び質問票の提出

- (1) プロポーザルに参加する意思のある事業者については、参加表明書（様式 4）を提出すること。  
〈メール・FAX〉  
参加表明書提出期限：令和 3 年 4 月 26 日（月）17:00 まで
- (2) 企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式 5）を提出すること。

<メール・FAX>

質問票提出期限：令和3年4月28日（水）17:00まで

## 8 プロポーザル提案書等の提出

- (1) プロポーザル参加者は、「企画提案書（様式任意）」を6部提出すること。

<持参・郵送・宅配>

- (2) 見積書（様式は任意だが、次の①～④に留意すること）（1部）

① 一式計上は認めない。

事業ごとに要する経費（人件費、スタジオ代、広告単価等）や管理費等明細を記載すること。

② あて先は「和歌山県知事」とすること。

③ 見積者は、契約締結権を持つ者とし、担当者の氏名と連絡先も明記すること。（押印不要）

④ 消費税及び地方消費税の額を明記すること。

※ 見積額が上記2（3）の予算上限額を超えた場合は失格とする。

- (3) 企画提案書・見積書提出期限：令和3年5月10日（月）17:00まで

## 9 プロポーザル実施方法等

- (1) プロポーザル参加事業者からあらかじめ提出された提案書に基づき審査会においてプレゼンテーション審査のうえ総合的に評価し、決定する。

- (2) プロポーザルの結果については、各参加事業者に書面（郵送）にて通知する。

## 10 その他特記事項

- (1) 一度提出した書類・提案書は返却しない。

- (2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。

- (3) 企画内容の一層の充実を図るため、発注者との協議のうえ採用となった企画提案をもとに委託費の範囲内で変更する場合がある。

- (4) 別添仕様書の「5 留意事項」を熟読すること。

## 11 各関係書類提出場所

和歌山県商工観光労働部 企業政策局 企業振興課

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

電話：073-441-2842 FAX：073-424-1199

E-mail：higashi\_n0018@pref.wakayama.lg.jp

担当：東

## 12 スケジュール 再掲

- (1) プロポーザル参加表明書及び参加対象資格に係る書類

【提出期限】 令和3年4月26日（月）17:00まで

- (2) プロポーザル参加表明書質問票

【提出期限】 令和3年4月28日（水）17:00まで

- (3) プロポーザル提案書及び見積書

【提出期限】 令和3年5月10日（月）17:00まで

- (4) プロポーザルの実施

【実施日】 令和3年5月14日（金）